

「第2回住民説明会」

令和7年3月吉日

近隣の皆様へ

事業主 聖陽株式会社

「(仮称) 山田 460 発電所計画」に関する説明会のご案内

拝啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2月16日に開催した住民説明会の質問や意見に対しての回答の場とし再度説明会を開催いたします。ご多忙中とは存じますがご出席賜りますようお願い申し上げます。

ご意見・ご不明な点等がございましたら、お手数ですが下記連絡先までお問い合わせくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

【説明会日程】

日 時：令和7年4月6日（日曜日）

午前10時から

場 所：上山田集会所

【連絡先】

群馬県邑楽郡板倉町飯野 2360

聖陽株式会社

電話：0276-60-5514

担当 岡本

以上

「滑川町山田 460 発電所」住民説明会議事録

開催日：令和 7 年 2 月 16 日

時間：11:00～12:30

説明場所：滑川町山田 460 付近（設置現場）

参加人数：住民 13 名（名簿あり）、その他数名先に変えられた方あり

説明者：聖陽株式会社 岡本、紫藤測量設計 紫藤

オブザーバー：滑川町役場 2 名参加

説明資料に沿って説明した後、質疑応答に移った。

現地で 1 周敷地内を歩き近隣住民へ設備の説明を行った。

住民からの意見要望

① 強風対策についての意見

建設省の基準風速値は滑川町 30m ですが 34m で強度計算しております。

埼玉県が設計に用いる条件も 30m となっております。よって、今回、太陽光発電設備で強風対策が必要となれば「各住宅全て対応が必要になる」という事になります。

② 水利組合に確認したのか

北側の沼に関しての事だと思いますが、北側には敷地内の水、土砂が流れ出ない為のマウントアップも施し、また、元々の雑木林も約 11m 残す設計となっている事も踏まえ確認の必要性が無いと考えております。

③ 土嚢の上を水が流れる

近隣住民の方々へご迷惑をお掛けし申し訳ありません。

設備完成後は管理用地を除き接道面をブロックで区切るので土砂流出は軽減されるものと考えております。

④ 標識が見えない・草がぼうぼうな設備が多い

他の設備、また計画地において除草が行き届いていないとのご指摘がありました。

弊社では 2 回/年の定期除草を行います。また、それでは足りないようであれば状況に応じて除草いたします。

⑤ 敷地からオーバーフローする回数

滑川町の指導では 70 mm/hr の数値を使う事になっており、現在のトレンチでは雨水は流出しない計算となっております。しかし最近の豪雨の状況は数十年に一度などの大雨が頻発しています。敷地外へ放流できない為、敷地内処理として流出しない対策をしています。マウントアップやブロックで敷地を囲う手立てをしています。

参考

70 mm/hr を超えたのは過去 10 年で 2022 年 7 月に 1 回となります（気象庁データより）

⑥ 工事中の道路の清掃

その日の作業終了時に清掃いたします。

また、道路の損傷などが発生した場合、役場へ報告し復旧いたします。

⑦ 前回の説明会

1 回目令和 2 年 10 月 31 日、2 回目令和 4 年 2 月 13 日

⑧ ブロック積みの段数

近場の現場を確認したところ、3 段を基準に下がっている所は下に段数を重ねているようです。

⑨ 伐採日

令和 4 年 6 月～

⑩ 484-1 と 487-1 の境界付近は目隠しが欲しい

目隠しの為一部篠竹を残す

⑪ パネルの配置に配慮して欲しい（前回の意見）

今回の配置図は前回のご意見に対し配慮したレイアウトです。

462 番地と 482 番地は約 6m セットバックしてパネル配置いたします。

また、パネル角度が浅いため（10 度）反射光は上空へ逃げていきます。

⑫ 事故などすべての事柄について補償するのか

賠償責任が発生した場合は賠償いたします。

⑬ トレンチとマウントアップのサイズの前提となった推定短時間降水量はいくつですか？

今回の雨水対策の計算は、滑川町役場環境課の指示により「埼玉県雨水流出抑制施設に関する条例」に基づき計算しています。

計算方法は添付の資料に記載されています。

質問のあった「推定短時間降水量」という概念は使用していません。

詳しくは埼玉県県土整備部河川砂防課にお問い合わせください。

⑭ 定期点検：1 回とありますが、1 年に 1 回ということですか？

電氣的（発電を停止しての点検）な点検は 1 年に 1 回です。

3 ヶ月に 1 回、現地での見回り点検があります。

その他除草で最低年 2 回行います。

前回のご意見の中に 1～2 年後に住民の声を聞いて欲しいとありました。非常に良い意見と感じました。設備完成後も近隣住民の方とよい関係でありたいと考えております。気になる点や改善点が有れば可能な限り対応いたします。

次回の説明会について近隣住民代表の方と相談して対応を考えて参ります。

参考資料

メンテナンス業者との契約書（除草）

保安管理業務の契約書

埼玉県雨水流出抑制施設の設置などに関する条例

令和 7 年 4 月 6 日

聖陽株式会社

担当 岡本

0276-60-5514

収入
印紙

太陽光発電所メンテナンス業務 委託申込書

令和 年 月 日

【受託業者(乙)】

(A) 委託内容

点検内容	標準検査(設備の詳細検査): 年 回 巡回点検(設備の目視点検): 年 回
(2) 緊急対応(災害・故障・機器不備時の対応)	
☐ (3) 年報報告代行	円(税抜)
☐ (4) 草刈り 年 回	
☐ (5) パネル洗浄 年 回	

(B) 委託者(甲)・設備情報

委託者 名称	氏名	聖陽株式会社	印
設備 名称	住所	〒274-0123 群馬県邑楽郡板倉町飯野2380	
	名称		
	住所		

(C) 委託開始日

委託開始年月日	年 月 日
---------	-------

作業予定

点検開始年月日	年 月 日	～	年 月 日
---------	-------	---	-------

保守業務委託約款

第1条 (委託業務)

甲は、乙に対し標記の業務(A) (以下、「本件業務」という。) を委託し、乙はこれを受託する。

第2条 (委託料)

- 1 本件業務の委託料は、標記の金額(A)とする。
- 2 甲は、乙が指定した銀行口座に委託料を振り込む。振込手数料は甲が負担するものとする。

第3条 (経費等)

本件業務を行う中で修復が必要な箇所が発見されたときは、乙は甲に速やかにその内容を報告し、甲の指示のもと修復作業に取り掛かるものとする。修復作業に必要な費用は甲が負担する。

第4条 (期間)

- 1 本契約の有効期間は、(C)から1年とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙いずれからも異議の申し出がないときは、本契約は自動的に1年間延滞するものとし、以後も同様とする。
- 2 甲は、更新の際に委託業務内容の変更を申し出ることができるものとする。

第5条 (善管注意義務)

- 1 乙は、善良なる管理者の注意をもって本件業務を行うものとする。
- 2 乙は、委託業務にない業務で、乙からの提案にも関わらず甲が却下した業務によって甲に生じた損害については、責任を負わないものとする。

第6条 (報告)

- 1 乙は、甲に対して、適宜本件業務の進捗状況について報告する。
- 2 乙は、発電所およびその付近に、震度5以上の地震、台風その他天災等の緊急事態が生じたときは、甲に対して発電所の状況について確認する。
- 3 前2項のほか、甲は必要に応じ、本件業務の進捗状況について乙に報告を求められるものとする。

第7条 (再委託)

- 1 乙は、本件業務の全部または一部を乙の責任において第三者(以下、「再委託先」という。)に再委託できるものとする。
- 2 再委託先の業務遂行によって甲に損害が発生した場合、乙は再委託先と連帯して当該損害に対して責任を負う。

第8条 (損害賠償)

本件業務の処理に因し、乙の故意または過失による事由(発電所の老朽化によるものや天災地災等の不可抗力によるものは除く。)により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙が責任を負う。

第9条 (甲の解除権)

- 1 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、相当期間を定めて催告し、その期間内に履行又は違反状態の解消がないときは、本契約を解除することができるものとする。

- ①乙が業務に着手しないとき。
- ②前号のほか、乙が本契約に違反したとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は乙に対し、本契約にかかる委託料金額を支払うことにより即時解約することができる。
- この場合、甲は、即時解約の時点で既に支払済みの委託料があるときは、これを控除して支払うものとする。

第10条 (乙の解除権)

乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、相当期間を定めて催告し、その期間内に履行又は違反状態の解消がないときは、本契約を解除することができるものとする。

①甲が委託料の支払いを怠ったとき。

②前号のほか、甲が本契約に違反したとき。

第11条 (秘密保持)

1 乙は、本件業務の処理上知り得た情報を第三者に開示してはならない。ただし、甲の承諾を得たときまたは甲の指示があったときはこの限りではない。

2 乙は、本件業務を再委託する場合は、その委託先との間で本件業務の遂行におけるものと同内容の守秘義務を課すものとする。

第12条 (権利義務の譲渡等)

乙は、本契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならないものとする。ただし、事前に書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

第13条 (協議)

本契約に定めない事故が発生した場合、甲及び乙は誠意をもって協議し、定めるものとする。

第14条 (準拠法・裁判管轄)

1 本契約は日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 甲及び乙は、本契約に起因または関連する一切の紛争については、乙本店所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書

聖陽株式会社.....(以下「甲」という。)と公益社団法人 東京電気管理技術者協会会員.....(以下「乙」という。)とは、甲の定める保安規程に基づき、甲の設置する第1条の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」という。)の委託について、次のとおり契約を締結する。
ただし、発電所については、電気事業法に基づくボイラー・タービン主任技術者及びダム水路主任技術者に係る保安管理業務を除く。
なお、本契約の履行細目は「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書」に基づくものとする。

第1条 契約対象自家用電気工作物の概要

(1) 事業場の名称

(2) 事業場の所在地

(3) 事業場の業種 発電所

(4) 発電所

定格出力
受変電設備
定格電圧
周波数
受電設備の種類
系統連系
逆潮流

○有 無
○有 無

(5) 配電線路

電圧
種類 ボルト
架空 地中

第2条 点検回数

(1) 月次点検(主として施設を運転中に点検するもの)

発電設備	3ヶ月	1回
受変電設備	3ヶ月	1回
配電線路	月	回

(2) 年次点検(主として施設の運転を停止して点検するもの)

発電設備	毎年	1回
受変電設備	毎年	1回
配電線路	年	回

第3条 委託契約金額

.....月額.....(消費税別途)

支払方法.....当月分を.....翌月末日までに、支払う。

年次点検金額を含む。

第4条 契約期間
この契約の有効期間は、令和 年 月 日から1ヵ年とする。

以上契約の証として、この契約書を2通作成し、甲、乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者(甲)

住 所 群馬県邑楽郡板倉町大字飯野2360

氏 名 聖陽株式会社
代表取締役 栗原 聖 印

受託者(乙)

住 所 []

所 属

氏 名 [] 印

公益社団法人東京電気管理技術者協会